

要 望 書



環境省指定名水百選 天川の水（島根県海士町の簡易水道水源）

平成 27 年 9 月

山梨県町村会	鳥取県町村会
高知県町村会	長崎県町村会
熊本県町村会	大分県町村会
鹿児島県町村会	島根県町村会

「簡易水道に係る地方交付税措置の継続」に関する要望

平素から、各県町村会の諸活動及び各町村の地方創生への取り組みに關しましては、格別のご理解とご支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、給水人口5千人以下の簡易水道事業につきましては、国の「経営基盤が脆弱な簡易水道の統合、広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立」という方針の下、現在平成28年度末を期限とした統合作業が進められているところです。

このいわゆる簡水統合問題に關しましては、上水道に移行した場合には、国庫補助事業が限定されること、過疎債等の併用充当ができなくなること、地方財政措置が縮減されることなどから、平成29年度以降の事業経営に大きな影響が懸念されているところです。

そうした懸念から、これまでも国に対して、水道関係団体や全国町村会などを通じて改善要望を行ってきましたが、残念ながら、関係省庁からは特段の見直しなどの動きは見られておりません。

そうした課題の中で、特に上水道に移行した後の旧簡易水道事業に係る起債償還に対する交付税措置の変更は、これまで建設改良を進めてきた手法について、その途中でルール変更するものであり、またその結果が経営規模の小さな町村の簡易水道事業に対して大きな影響を与えることが懸念されているところであります。

現在示されている見直し方針では、簡水統合後は統合前に発行した起債償還に係る交付税措置のうち給水人口割が廃止されることになっているため、これを統合後も、旧簡易水道分について給水人口割の交付税措置を継続していただくよう強く要請するものであります。

今後ますます財政状況が厳しくなることが懸念される中、過疎、離島など条件不利地域を多く抱え、財政基盤が脆弱である私ども町村の厳しい実情をご賢察いただき、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

平成27年9月3日

山梨県町村会
会長 志村 学

鳥取県町村会
会長 小林 昌司

高知県町村会
会長 岩崎 憲郎

長崎県町村会
会長 一瀬 政太

熊本県町村会
会長 荒木 泰臣

大分県町村会
会長 坂本 和昭

鹿児島県町村会
会長 東 靖弘

世話人 島根県町村会
会長 石橋 良治

(参考)

【簡易水道事業の建設改良に係る財政措置】

簡易水道事業債			
臨時措置分		通常分	
	10%	45%	45%
国庫補助金	簡易水道事業債 (交付税措置分) 【臨時措置分】	簡易水道事業債 (交付税措置分) 【通常分】	簡易水道事業債 (料金回収分)
一般会計繰出(全額交付税措置)			料金回収分(交付税措置なし)
	45%	55%	
	給水人口 (密度補正)	同意等額理論算入 (密度補正)	給水人口 (密度補正)

【現状】 上水道に統合後は、旧簡易水道等給水人口分の密度補正が皆減。(上図の着色部分)

【理由】 上水道に統合後は、「旧簡易水道の給水人口」が「上水道の給水人口」としてカウントされることとなり、交付税算定の基礎となる「簡易水道等給水人口」が皆減するため。

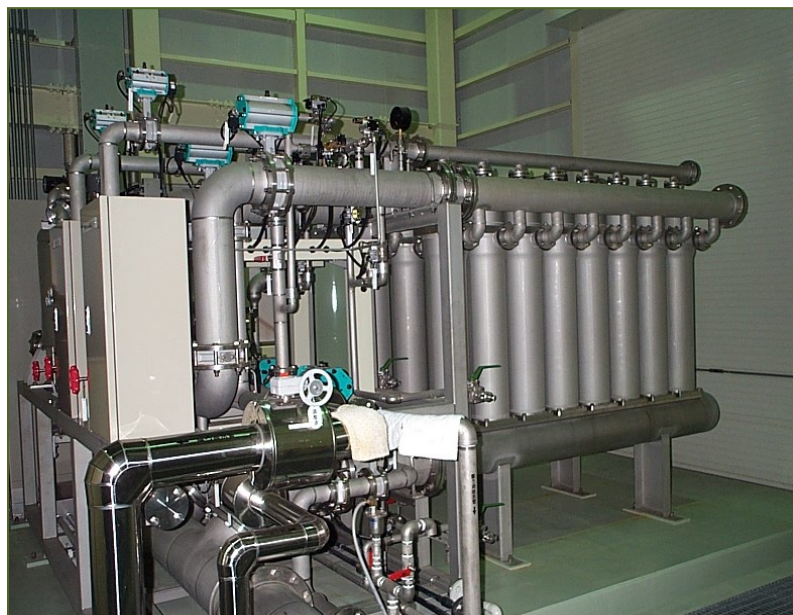
島根県邑南町簡易水道施設設備



上田所浄水場



上田所配水池



小河内浄水場 膜処理施設